

生徒指導

— このよき自然に身をきたへ 知恵をみがき 情（こころ）ゆたかに —
(校歌 2 番より)

1 生徒心得

学校は生徒の皆さんにとって安心安全で、将来の自己実現のために成長できる場所です。また、教科の学習だけでなく、集団生活を通して自己を認め、他人を理解し受け入れる社会性や社会で生きるために必要な規範意識などを学ぶ場でもあります。この生徒心得には、皆さんが充実した高校生活を送るための最低限の約束事と心構えが書かれています。しっかりと内容を理解し、学校生活・家庭生活に活用できるように心掛けてください。

2 生活実践目標

校訓『 すぐれて ゆたかに たくましく 』

本校での3年間を有意義に過ごす上で、忘れずに心掛けていく柱となるものです。

「すぐれて」 自ら学び、深く考え、基礎学力を身につけよう。

「ゆたかに」 厚き友情、よき趣味を育てよう。

「たくましく」 若い体力、生き抜く力を育てよう。

次の事柄を実践して、高校生としてふさわしい生活をしましょう。

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、責任ある言動を心掛ける。
- (2) 高校生としての品位を保ち、他人を尊重する言葉遣い・態度を心掛ける。
- (3) 時間やルールを守り、素直な心・感謝の気持ちを忘れず、前向きに生活する。
- (4) 他者との関わりを大切にし、互いの個性を認め合いながら、協力して物事に取り組む。

3 日課及び欠席・遅刻・早退の手続き

(1) 登校時間 生徒は8時50分までに登校する。

① 欠席・遅刻・早退 生徒は正当な理由なく欠席・遅刻・早退をしない。

ア 欠席

8時00分から8時30分までに、保護者から電話連絡をしてください。やむをえず保護者から連絡できない場合は、本人から電話連絡をしてください。

イ 遅刻 遅刻の判断は、チャイムの鳴り始めを基準とする。

欠席と同様に連絡してください。遅刻した場合は、必ず職員室にて「遅刻入室カード」に記入手続きをしてから教室へ入室します。累積数により段階指導します。

※ 通常8時35分以前にJR東浦駅に到着する列車が遅延した場合や、名鉄線、JR東海道線等の遅れによって上記の列車に乗り継ぎが不可能であった場合は、公遅刻となります。

ウ 早退

基本的には、保護者に迎えにきていただきます。不可能な場合、職員室で担任に理由を申し出て「早退許可証」に記入し、担任もしくは当該学年の許可を受けて下校してください。なお、帰宅したら直ちに学校(担任)に「無事帰宅」の電話連絡をしてください。

東浦高校 0562-83-0111

② 忌引の規定

- | | | | | | |
|--------|-------|---------|-------|--------|-------|
| ・ 父母 | 7 日以内 | ・ 祖父母 | 3 日以内 | ・ 兄弟姉妹 | 3 日以内 |
| ・ 伯叔父母 | 1 日 | ・ 同居の親族 | 1 日 | | |

4 登下校時

交通ルール・交通マナーを守り、社会的常識を心掛けましょう。自分で登校することを基本とし、車による送迎をしてもらわないようにしましょう。

※ やむを得ず車で送迎される場合は、校内への乗り入れはおやめください。乗降は正門の外で行うようにお願いします。

(1) 自転車通学

- ① 「自転車点検」を受け、「自転車通学登録・点検カード」を提出してください。
- ② 安全上の問題が無く、防犯登録・自転車保険に加入している自転車を使用してください。
- ③ 登録番号ステッカーを、自転車後部の泥よけ等よく見える位置に貼ってください。
- ④ ヘルメットの着用を心掛けてください。(令和5年度より法律で努力義務化)
- ⑤ 交通ルールを守るとともに、定期的に安全点検をするなど、安全には十分な配慮をしてください。

(2) 公共交通機関を利用時の通学

- ① 乗車マナー・駅構内でのマナーを守り、周りに迷惑をかけないように心掛けてください。
- ② 不正乗車・定期券不正使用は絶対にしない。
- ③ 8時35分までに JR 東浦駅へ到着する電車を利用してください。

5 制服・身だしなみに関する規定

(1) 制服

登下校の際は、原則本校指定の制服を着用してください。季節や天候・体調等に応じて本校指定の体操服での登下校も認めます。また着用にあたっては、正しく着用してください。制服の丈等勝手に加工することは禁止します。季節や天候・体調等に応じて各自で冬服・夏服・合服から選択して着用することとし、更衣移行期間は設けないものとします。ただし、ブレザー・セーター・ベストを着用する際は、ネクタイもしくはリボンを着用してください。

※ 体操服で登校した際は、朝の S T が始まる前までに更衣を済ませて、制服で S T に出席するようにしてください。

※ 土日祝日および長期休業中の部活動に参加する際の登下校は、原則本校指定の制服を着用としますが、部顧問の指示により、本校指定の体操服や部活動で揃えた服装等での登下校を認めます。

- ① ズボンを着用する際の注意事項
腰履きはしないでください。また、裾が破れないように注意してください。
- ② スカートを着用する際の注意事項
スカート丈は、膝頭が隠れる程度です。不必要に折り曲げ、ベルト着用等短くしないでください。また、スカートの下にジャージ等の着用はしないでください。

- ③ 式典の際の注意事項 式典については、次の定めた制服を着用してください。
- ・ 1学期終業式・2学期始業式・・・夏服（白ポロシャツで統一）
 - ・ それ以外(※)の定例の式典・・・冬服
- ※ 離任式・入学式・1学期始業式・2学期終業式・3学期始業式・3学期終業式・卒業式
- ・ その他の式典（周年行事等）については、その時期に応じて夏服か冬服で統一することとします。

(2) 履物

- ① 通学靴は、学校指定のものはありませんが、学生用革靴やスニーカー等、華美でないものとします。
- ② 上履は指定です。落書き等はしないでください。

(3) その他

- ① 靴下の色は、白・黒・紺・グレーなど華美でないものとします。
- ② 制服の下に着用するTシャツ等の色は、白・黒・紺・グレーなど華美でないものが望ましい。制服の外に出ないように着用してください。
- ③ 冬期は登下校時、華美でない手袋・マフラー等の防寒具の着用を認めます。
- ④ 冬服・合服で着用するセーター・ベストは、学校指定のものを着用してください。
- ⑤ 防寒着として着用するものは、華美でないもの、部活動で揃えたものを認めます。華美なジャンパーやトレーナーの類は着用しないでください。
- ⑥ 防寒具・防寒着を、校舎内では着用しないでください。
- ⑦ 冬期はストッキング（黒・紺・肌色）の着用を認めます。

(4) 頭髪等

頭髪の指導方針は、「高校生らしく清潔感があり、進路実現に向けて好印象が得られ、地域・社会から『東浦高校の生徒はいい』と評価される身だしなみ（頭髪）」です。

- ① 加工並び染色・脱色のされていない入学時の色で、加工・染色は禁止です。（パーマ・アイパー・エクステンション・コテ・アイロン、ドライヤーの当て過ぎ等）
- ② 奇抜な髪型はしない。（モヒカン、ライン、マンバン等）
- ③ 髪留め等は、華美でないものに限ります。
※ 頭髪等、配慮が必要な場合、入学式当日に保護者と共に申し出てください。
また、生徒個人カードにも、配慮が必要な事柄をご記入ください。
- ④ 化粧（カラーコンタクト類含む）、アクセサリ等、装飾品類を身につけないでください。

(5) 持ち物

- ① 身分証明書を常に携帯してください。
- ② 鞆・バッグ・雨具は特に指定しません。高校生らしい華美でないものを使用してください。

- ③ 所持品には必ず記名をし、不必要な金銭や貴重品は持参しないでください。やむを得ず持参した貴重品や金銭の管理は、放置せず常に身につけるか、預けるなど自己管理をしっかり行い、十分気をつけてください。
- ④ 学習に不必要な物（ゲーム機、音楽プレーヤー、化粧品、装飾品、雑誌、漫画、菓子等）や高価なものは、持参しないでください。
- ⑤ みだりに金銭又は物品の貸し借りはしないでください。
- ⑥ 校内の施設や備品を大切にしましょう。

6 携帯電話・スマートフォンの扱い

- (1) 原則、持ち込み禁止です。また、携帯電話類の通信機器は、校内では禁止です。
- (2) 家庭からの緊急な連絡を受ける等、やむを得ず持参した場合は、電源を切り、カバンの奥等に入れ、人目にふれないように管理してください。学校敷地内での使用は禁止です。
- (3) 試験中は、携帯電話・スマートフォンを教室内に持ち込んだだけで不正行為となり、特別指導の対象となります。絶対にしないでください。
 - ※ 身だしなみ・不必要な物の所持・使用及び通信機器の扱いについて、本校生徒としての方針に反するものには、保護者の了解を得たうえで、預かり・再登校・再購入等の指導をします。

7 生活上の留意点

(1) アルバイトについて

アルバイト申請は、1年の2学期以降から可能となります。学校生活を優先し、家庭の事情等、やむを得ず必要な場合は必ず担任に相談し、「申請書」を提出してください。成績不振、欠席・遅刻・早退の増加、校則違反等、学校生活に支障がある生徒については許可しない場合があります。また、無断で行うことのないようにしてください。

- ※ 許可後、成績不振、欠席・遅刻・早退の増加、校則違反等、学校生活に支障が生じた場合は許可を取り消します。

(2) 校内生活

- ① 学業は生徒の本分です。授業を大切にしましょう。
- ② 授業中、他人の学習の妨げになる態度や行為は絶対にしないでください。
- ③ 安易な欠席・遅刻・早退をしないようにしましょう。
- ④ 部活動や学校行事、委員会活動に積極的に取り組みましょう。
- ⑤ 礼節を重んじ、気持ちの通った「挨拶」、しっかりした「返事」をしましょう。
- ⑥ 校内は常に清潔にし、清掃はみんなと協力して取り組み、環境美化と整備に努めましょう。
- ⑦ 貴重品の管理は各自で留意し、問題が起きた場合は速やかに届け出てください。
- ⑧ 校内の設備・備品を大切に使用し、破損・汚損等の行為はしないでください。万が一破損した場合は速やかに届け出てください。不可抗力以外の破損については弁償することを原則とします。

(3) 校外生活

- ① 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、学校の名譽を傷つけないよう行動してください。
- ② 家庭学習の時間を確保し、余暇時間を活用して心身ともに健康的な生活を送るよう心掛けてください。
- ③ むやみに外泊をしない。友人宅などへ宿泊する場合は両者の保護者の承諾を得てください。
- ④ 深夜徘徊(午後11時から午前6時)の対象とならないように、保護者の同伴なしでの夜間の外出はしないでください。
- ⑤ 飲酒・喫煙等、未成年者が禁じられている行為はしないでください。
※ 飲酒・喫煙の同席も指導の対象となります。その場から離れるなど自分を守る行動をとるようにしてください。
- ⑥ 遊技場(パチンコ店など)やその他未成年の出入りが禁じられている場所や高校生としてふさわしくない不健全な場所へ出入りしないでください。
- ⑦ 交通ルール・交通マナーを重んじ、不慮の事故・災害を防止するように努めてください。
- ⑧ 原付・自動二輪・普通自動車などの運転免許取得は禁止です。
※ 3年生は、原則就職内定者に限り、3年次に条件等を文書にて通知します。
- ⑨ 個人情報や画像・動画を、安易にSNS等に掲載しないでください。
- ⑩ 交通事故や違反、その他突発的な事故にあった場合は速やかに学校へ届け出てください。
- ⑪ 不審者からの被害にあった場合は、関係諸機関(警察等)に届け出るとともに、速やかに学校にも届け出てください。

(4) 問題行動

以下の行為に対しては、必要に応じて懲戒処分又は特別指導措置を講じます。

- ① 交通非行(無免許運転・運転免許不正取得・暴走行為参加等)
- ② 窃盗・万引き・定期券不正使用
- ③ 飲酒・喫煙・薬物乱用
- ④ 暴力行為・恐喝・いじめ・嫌がらせ・暴言
- ⑤ 不健全娯楽・深夜徘徊・家出・性非行
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 怠学・考査不正行為
- ⑧ SNS等への不適切な投稿
- ⑨ 校則違反等、問題行動の累積
- ⑩ その他の問題行動(状況により判断)

8 校則の見直しについて

令和5年4月より校則検討委員会を立ち上げました。校則検討委員会は、生徒と教員が対話を通じて、校則の見直しを行っていき、生徒と教員がともに成長していくことを目指すものです。また、改訂された校則は、学校の現状や時代に応じて随時検討し、校則の見直しを重ねていきます。

(1) 校則検討委員会メンバー

風紀委員の各学年代表者2名、生徒会役員2名、生徒指導部教員2名の合計10名とする。

(2) 校則変更の手続き

- ① 校則検討委員会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について審議し、承認を得た後、校則の変更を求めることができる。
- ② 前項の規定に基づく求めがあったときは、生徒指導部会、校務委員会、職員会議でその内容を議論する。
- ③ 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。